

御玄よくゐるのでんそうのこと、ながはしまでめして、ながはしまでおほせらるゝ、日のゝ一位でんそうの事、かたくえんさくの申さるゝにつきて、このあつみにぶぎやうの事おほせらるゝ、くわん玄ゆ寺一位、までのこう寺前大納言にでんそうの事おほせらるゝ、ながはしより御ふたまいる、九日、日のゝ一位御玄ゆりかたの事おほせいださるゝ、おなじくあつみに御玄よくゐるのぶ行の事おほせいださるゝ、かしこまり候御事申さるゝ、七月二十八日、日野一位すだけ勸修寺一位井豊、萬里小路前大納言惟房などめして、御ゆどのゝうへのたゝみなどみせらるゝ、御みまにて日野一位に御たいめんありて、さんしの公卿などの事おほせらるゝ、

擬侍従以下禮服

〔代始和抄〕御即位事

公卿禮服冠等位階によりて差異あり、冠は玉の飾の冠、禮服には大袖小袖裳等あり、三位以上は玉佩を著し、綬といふ物を乳の下より結垂、平緒の類也、天子は佩を二琉たれ給ふ、臣下は一琉也、略○中 今日禮服をきる人は、左右の擬侍従四人、少納言二人、同典儀の少納言、内辨外辨の公卿、宣命使等也、女官は褰帳威儀の命婦等、近衛の次將は金銀珠玉をもて飾れる甲を著す、外衛の督佐は武禮冠に衿襜を著す、くはしく是をえるさばその筆も及がたし、故に九牛の一毛をえるすばかり也、

〔延喜式十九部〕元正朝賀即位。准。此。

五位以上服禮服四位已下、非有、職掌不著禮服。就版受點具見儀式。其禮冠者、親王四品已上並染地金裝、以水精三顆、琥珀三顆、青玉五顆、交居冠頂、以白玉八顆、立前後押髻上、以紺玉廿顆、立前後押髻上、其徽者立額上、一品青龍、尾上頭下、右出左顧、二品朱雀、右出左顧、三品白虎、尾上末卷、頭下右向、四品玄武、爲蛇所纏、並右出左顧、立玉者、有、座、無、莖。諸王一位、漆地金裝、以赤玉五顆、綠玉六顆、交居冠頂、以黑玉八顆、立櫛形上、以綠玉廿顆、立前後押髻上、二位以白玉一顆、綠玉五顆、交居冠頂、以赤玉八顆、立櫛形上、自餘並准一位、